第２項第２号中㉙の次に（29の２）として次のように加える。

（29の２）　第46条第２項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

第２項第２号の次に次の１号を加える。

二の二　人事院規則８―12―８（人事院規則８―12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）附則第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

２　この決定による改正は、平成22年10月１日から効力を発生する。

法　　務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人宮本芳孝は願により公証人を免ぜられた。

所属竹中邦夫は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人天野重太の後任を命ぜられた。

名古屋法務局所属公証人今泉常兎は願により公証人を免ぜられた。

渡邉博は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人今泉常兎の後任を命ぜられた。

長崎地方法務局所属公証人平良晶は願により公証人を免ぜられた。

林久義は公証人に任命され、長崎地方法務局所属公証人平良晶の後任を命ぜられた。

熊本地方法務局所属公証人佐藤義尚は願により公証人を免ぜられた。

所属福井勝彦は公証人に任命され、熊本地方法務局所属公証人佐藤義尚の後任を命ぜられた。

福島地方法務局所属公証人松尾武は願により公証人を免ぜられた。

所属片岡貞敏は公証人に任命され、福島地方法務局所属公証人松尾武の後任を命ぜられた。

所属菊池廣司は公証人に任命され、福島地方法務局所属公証人須藤浩克の後任を命ぜられた。

青森地方法務局所属公証人桑原和敏は願により公証人を免ぜられた。（以上八月一日）（法務省）

産　　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年８月10日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 22 年８月 10 日

国土交通大臣　前原　誠司

記

制定された日本工業規格

コンクリートの圧縮クリープ試験方法	A1157

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年８月10日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 22 年８月 10 日

国土交通大臣　前原　誠司

記

改正された日本工業規格

共鳴振動によるコンクリートの動弾性係数，動せん断弾性係数及び動ポアソン比試験方法	A1127
モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第１部：コンパレータ方法	A1129―１
モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第２部：コンタクトゲージ方法	A1129―２
モルタル及びコンクリートの長さ変化測定方法―第３部：ダイヤルゲージ方法	A1129―３
フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法	A1144
コンクリートの凍結融解試験方法	A1148
コンクリートの静弾性係数試験方法	A1149

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、平成20年10月１日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなるため、新たに同法第５条及び同法施行令第２条第２項の規定に基づき、当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年８月 10 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成22年８月31日

４　推薦書等の提出先　都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名（印）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注意事項）

１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年８月３日から２年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年８月 10 日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　師岡　秀次

所属する司法書士会　東京司法書士会

登録番号　東京第2589号

事務所の所在地　東京都世田谷区世田谷３丁目24番15号　１Ｆ

違反行為　会則違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年８月 10 日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成22年７月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社後藤組　後藤　茂之　山形県米沢市丸ノ内２―２―27　国土交通大臣（特―18）第650号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）